

(事 務 連 絡)
業 庫 第 4 7 号
平成 2 8 年 7 月 1 3 日

代理店引受金融機関本部
代 理 店 御 中

日 本 銀 行 業 務 局

**国税収納金整理資金の口座振替による納付にかかる事務取扱の
変更（領収証書の交付の不要化）について**

国庫金関係事務につきましては、平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、今般、関係法令の改正^(注1)が行われたことに伴い、平成29年1月1日より、国税収納金整理資金（関税を除く。以下同じ。）の口座振替による納付にかかる事務取扱が一部変更となります。

本件に伴う関係規程の改正につきましては、本年12月を目途に通知する予定ですが、事務取扱の変更が円滑に行われますよう、予め変更のポイントを下記のとおりご連絡します。

(注1)「日本銀行国庫金取扱規程等の一部を改正する省令」(平成28年財務省令第54号)および「国税通則法施行規則の一部を改正する省令」(平成28年財務省令第21号)。

記

日本銀行代理店が振替金融機関から国税収納金整理資金の口座振替による納付を受けた場合には、現在は、振替金融機関に領収証書を交付することとなっていますが、平成29年1月1日以後は、当該交付が不要となります（別添：フロー図⑤）。

また、振替金融機関から提出を受ける納付書自体に領収証書が含まれなくなる見込みです（別添：同④）。

—— 国税庁からは、税務署長が振替金融機関に対して送付する納付書への領収証書（データ交換方式により振替金融機関にて作成する領収証書を含む。）の添付を取止める予定である旨伺っております（別添：同③）。

今般の国税収納金整理資金の口座振替による納付にかかる事務取扱の変更点を纏めると下表のとおりです。

		【変更前】	【変更後】
口座振替	書面分 ^(注2)	領収証書 ^要 	領収証書 ^{不要}
	データ交換分 ^(注3)	領収証書 ^要 	領収証書 ^{不要}
(参考) 国税口座振替以外の書面納付		領収証書 ^要 (不変)	

(注2) 税務署長より納付書（書面）により通知を受ける方式。国税口座振替の一部（消費税（中間納付分）など）で利用。

(注3) 国税庁との間で締結している協定書に基づき、税務署長からデータ交換方法により口座振替にかかる明細の通知を受け、納付書（書面）を作成する方式。国税口座振替の大半で利用。

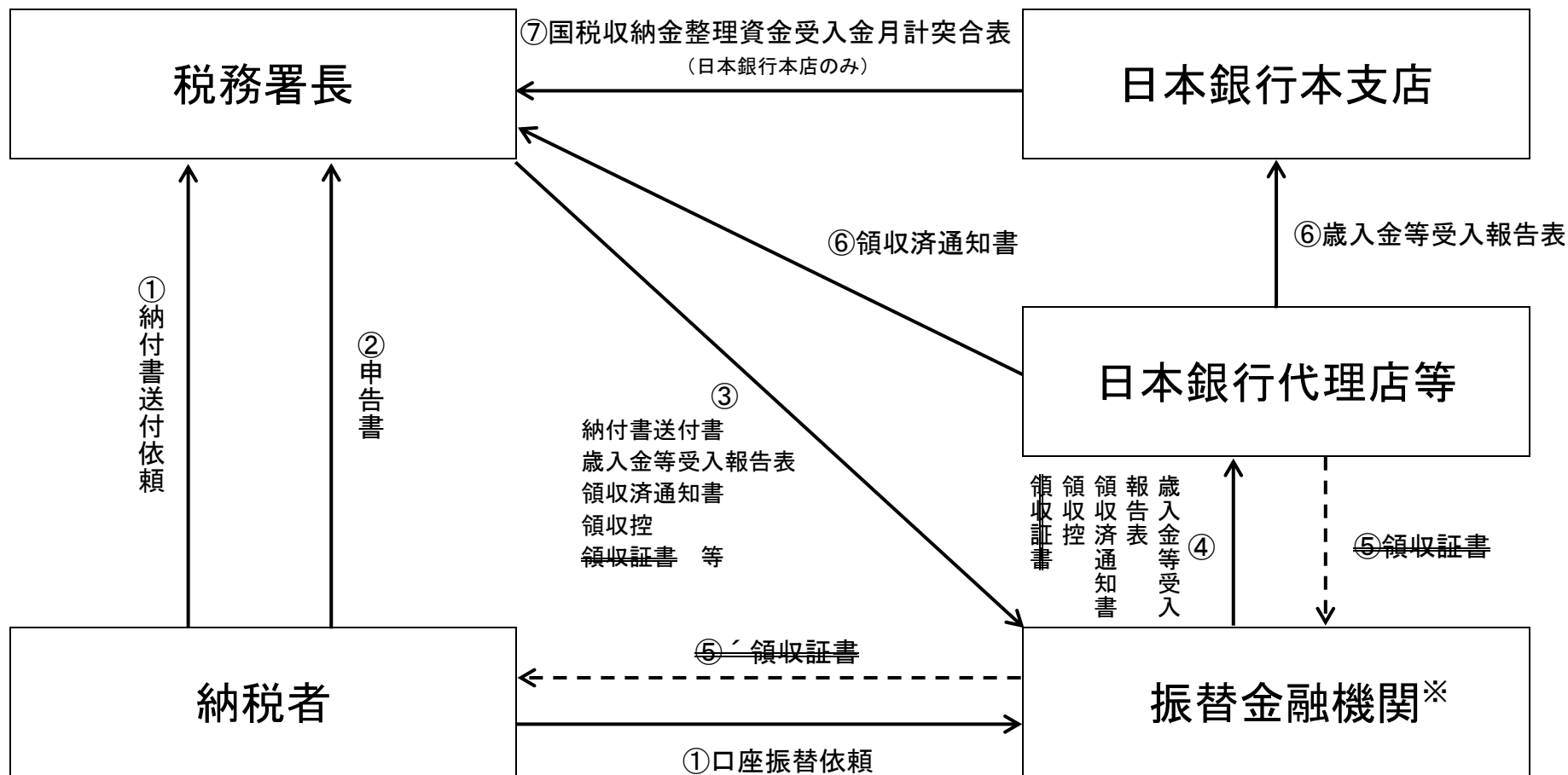
また、口座振替による納付にかかる「領収控」および「領収済通知書」の取扱いについては、これまでと変わりありません（領収控は書面にて自行庫で保管、領収済通知書は書面にて税務署長宛てに送付）。

なお、国税庁では、振替金融機関から納税者への領収証書の送付も取止める（別添：同⑤）こととしていますが、これに伴う代替措置については、追って連絡する予定である旨伺っておりますので、申し添えます。

(本件に関する照会先)
 日本銀行業務局総務課国庫業務企画グループ
 03-3279-1111 (代表) <3335 (内線)>
 dairiten-kitei@boj.or.jp

以上

国税収納金整理資金の口座振替（書面分）にかかる領収証書の交付不要化後のフロー【概要】



※ 日本銀行代理店等を兼ねているケースが多い。